

兵庫県公報

令和8年7月31日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規則

- 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則（建築指導課）…………… 1

公布された法令のあらまし

◎太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第27号）

太陽光発電施設の設置及び管理に関する計画の届出等の対象となる事業区域の規模について、加東市の区域においては1,000平方メートルに引き下げることとした。

規則

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第27号

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則（平成29年兵庫県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項の表中「朝来市」の右に「、加東市」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則第13条の規定は、令和8年12月1日前に着手する太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）第7条第1項に規定する設置工事又は同条例第10条第1項に規定する増設等工事であつて、同条例第2条第2号に規定する事業区域の全部又は一部が加東市の区域にある同条第1号に規定する太陽光発電施設等に係るものについては、適用しない。